

題 中谷元氏の講演とテロ対策特別措置法『国会承認』への私の考え  
氏名 笠松 正憲

元防衛庁長官中谷元氏の生の声を聞く機会であった。氏は、防衛大学校及び陸上自衛官出身者として初めての防衛庁長官だ。参議院選挙後の8月自民党代議士会で「今党が置かれている状況は、急場しのぎではなく、抜本治療が必要だ。今の首相のままでは再出発にはならない」と安倍前首相の目の前で、退陣を主張したのはマスコミを通じた映像で記憶に新しいところである。氏のテロ特措法への真摯な考えを聞き、この考えを正々堂々と国民に訴えれば共感が得られると感じた。テロ対策特別措置法の『国会承認』について私見を述べたい。

テロ特措法に基づき現在自衛隊がインド洋で給油活動を行っている。しかし、11月1日に法律の期限を迎える。過去、この法律の期限が来るたびに期限を延長してきた。しかし、「基本計画は承認済みのため再承認は不要」との理由で、国会承認は実際には行われなかった。

テロ特措法の再延長については、参議院で野党が反対の立場のため、参議院で法案の延長は否決され、衆議院の再議決が必要な状況だ。衆議院が3分の2以上賛成で再議決をすれば法律そのものは成立する。しかし、法律の成立だけでは給油活動の継続はできない。現行のテロ特措法はいわばメニューのようなもので、その中から選んだ活動を行い、その活動を『国会承認』しなければならない。つまり衆議院と参議院のそれぞれの過半数による承認を必要とする。参議院が否決しても衆議院の3分の2で再議決できるという規定は『国会承認』にはない。すなわち、仮に再びテロ特措法が国会で成立しても、給油活動を再開することは事実上不可能だ。この『国会承認』が壁となる。

そこで自民党から”給油給水に限った”「新法」が提示された。「新法」は、活動のメニュー提示ではなくインド洋上の給油給水活動のみを対象とし、法案成立イコール国会承認であるという考え方をとる。『国会承認』不要の法律だ。

私は、インド洋への自衛艦艇の派遣について、①我が国の中東政策への影響力維持のため（アフガンは各国の権益が衝突する地域であり、この地域から抜けることはこの地域の発言権を失うことになる。インド洋の輸送船の安全確保の問題も含む）②日本の安全保障政策の信頼性の維持のため（テロ特措法は国会議決で決定したものである。仮に、政権交代があっても、安全保障政策が不安定になるのは好ましくない）の大きな2点の理由で現活動を継続すべきと考える。しかしながら、現行法では自衛隊を動かすために両院の承認が必要であるのに対し、自民党「新法」では衆議院の再議決で自衛隊を動かすことが可能である。シビリアンコントロールが弱まることになる。自衛隊を動かす法律について『国会承認』は必須だと私は考える。 以上